



平成27年 8月17日

各 位

会 社 名 東洋ドライループ 株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯 野 光 彦
(J A S D A Q ・ コード 4 9 7 6)
問合せ先 常務取締役
管理本部長 城 戸 幸 一
電話番号 0 3 - 3 4 1 2 - 5 7 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月18日、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する旨開示いたしました。これに係り、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 9月25日開催予定の第53回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）へ付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行したあとの役員人事につきましては、「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」を本日付けで開示いたしております。

記

1. 定款一部変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能およびコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を一層高めることを目的として、本年 5月 1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下「改正会社法」といいます。)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、定款の一部を変更するものです。
- (2) 改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものです。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。
- (3) 加えて、監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が 1 年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものです。
- (4) その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

定款一部変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 9 月 25 日
定款変更の効力発生日(予定) 平成 27 年 9 月 25 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第四条（機 関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第十七条（員 数） 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>第十八条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2.(略) 3.(略)</p> <p>第十九条（任 期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2.増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>第二十二条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第四条（機 関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第十七条（員 数） 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> <u>2.前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第十八条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2.(同 左) 3.(同 左)</p> <p>第十九条（任 期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) <u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4.補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第二十二条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 . 取締役及び監査役の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第二十三条（取締役会の決議方法） （略）</p> <p>2 . 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第二十四条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 .（略）</p> <p>第二十六条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第二十七条（取締役の責任免除） （略）</p> <p>2 . 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>第二十八条（員 数） <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>2 . <u>取締役の全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第二十三条（取締役会の決議方法） （同 左）</p> <p>2 . 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第二十四条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 .（同 左）</p> <p>第二十六条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第二十七条（取締役の責任免除） （同 左）</p> <p>2 . 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第二十八条（重要な業務執行の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第二十九条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十条（任 期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3．補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十一条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十二条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2．監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十三条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十四条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十五条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第三十六条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第三十七条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第六章 会計監査人</p> <p><u>第三十八条（選任方法）</u> <u>～第三十九条（任 期）</u> （略）</p> <p><u>第四十条（報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第四十一条（会計監査人の責任免除）</u> （略）</p> <p>第七章 計 算</p> <p><u>第四十二条（事業年度）</u> （略）</p> <p><u>第四十三条（剰余金の配当）</u> <u>剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第五章 監査等委員会</u></p> <p><u>第二十九条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>第三十条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第六章 会計監査人</p> <p><u>第三十一条（選任方法）</u> <u>～第三十二条（任 期）</u> （同 左）</p> <p><u>第三十三条（報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第三十四条（会計監査人の責任免除）</u> （同 左）</p> <p>第七章 計 算</p> <p><u>第三十五条（事業年度）</u> （同 左）</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第四十四条（中間配当）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第三十六条（剰余金の配当等）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>2. 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>3. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p><u>第四十五条（剰余金の配当等の除斥期間）</u> （ 略 ）</p>	<p><u>第三十七条（剰余金の配当等の除斥期間）</u> （ 同 左 ）</p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>附 則</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>